

改正労働基準法 22年4月1日施行

改正の全体像

限度時間を超える時間外労働の抑制

1ヵ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ

代替休暇制度の創設

年次有休休暇の時間単位付与

- ・ 一般的な勤務態様で1日8時間、1週間40時間を超えて労働させる場合には、労使で1日、1日を超え3ヶ月以内の期間、1年のそれぞれの期間について延長することができる時間を協定し、労働基準監督署に(36協定を)届出の必要がある。(延長できる時間については、厚生労働大臣告示により、上限が定められている。1ヵ月45時間までとか)
- ・ 特別で臨時的な事情がある場合、労使で延長できる時間、手続き等あらかじめ36協定の中で協定しておくことで、限度時間を超えて労働させることが可能となる(特別条項付き36協定)。

改P 特別条項付き36協定を締結する際、労使で協定すべき内容

限度時間を超えて労働させる一定の期間(日を超えて3ヶ月以内の期間、1年)ごとに、当該労働を行った場合に支払う割増賃金率を定めること

上の率を法定割増賃金率(25%)を超える率とするよう努めること

そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

以上の内容の特別条項付き36協定を平成22年4月日以降に締結あるいは更新した後、(必ず割増賃金率を記載して)労使の協議を経て届出の必要がある。

- ・ 1ヵ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げについて、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし中小企業については適用猶予が3年間検討されている。中小企業の判断は、法人単位で、業種ごとに「資本金又は出資の総額」と「労働者数」で判断することとされており、適用される大企業は、以下の留意点がある。

改P 割増賃金率について

深夜労働については、改正前と変わらず25%以上の割増賃金が必要であること。

1ヵ月60時間を超える時間外労働を深夜に行った場合は、 $50\% + 25\% = 75\%$ 以上の率で計算した割増賃金の支払が必要となる。

休日労働については、改正前と変わらず35%以上の割増賃金が必要であること。

週休2日制の職場では、いずれの日が法定休日であるかを協議しておき、法定休日に労働させた場合35%の割増賃金立で計算する必要がある。

割増賃金率を変更した場合は就業規則の変更が必要になります。

・ 代替休暇制度の創設

年次有休休暇と異なる代替休暇が創設されることになった。これは、により引上げられた割増賃金の支払に代えて、それと同額相当の休暇を付与し、対応する割増賃金の支給が不要となる制度である。(1ヵ月時間外労働が80時間の場合、60時間は1.25、20時間は1.5割増の支払が必要となる。この内代替休暇に代えられる部分は、改正による引上げ分の20時間×(1500 - 1250)円となり、20時間の25%部分は以前より支払う必要があります。導入にあたり、注意するポイントは以下のとおりである。

改P 労使協定する項目

代替休暇の時間数の具体的な算定方法（計算式を定める）

代替休暇の単位（1日又は半日単位で取得するよう定める）

代替休暇を与えることができる期間（時間外労働の月から2ヶ月以内の範囲で定める）

代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日（代替休暇取得日の決定方法）

併せて、代替休暇制度を導入した際は、就業規則の変更が必要になります。

・年次有休休暇の時間単位付与

日単位（又は半日単位）で取得することとされている年次有休休暇を年に5日分に限り時間単位で取得することが可能になります。制度の導入には、会社の労使の任意で、導入の場合は、労使協定が必要となります。

改P 協定項目のポイント

時間単位年休の対象労働者の範囲（取得目的による制限は不可）

時間単位年休の日数（5日以内で定める）

時間単位年休1日の時間数（1日分の年休が何時間分の時間単位年休に相当か）

1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数（2時間とか3時間を定める）

時間単位年休も年次有休休暇であり労働者の権利であり、時季変更権の対象でもある。

かつ導入した場合就業規則の変更も必要となる。

期間	限度時間	限度時間（*）
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヵ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

業種	資本又は出資の額	又は	常時使用する労働者数
小売業	5千万円以下	又は	50人以下
サービス業	5千万円以下	又は	百人以下
卸売業	1億円以下	又は	百人以下
その他	3億円以下	又は	3百人以下

業種分類は日本標準産業分類（第12回改定）による

（*）1年単位の变形労働時間制の場合

代替休暇

